

## 陶磁器類・蛍光灯などの有害ごみを集めます

町では、有害ごみ(蛍光灯・水銀を使用している体温計や茶碗、湯飲みなどの陶磁器類、乾電池)を「ごみカレンダー」の回収計画に基づき、収集しています。

有害ごみの収集は年4回行います。今回は第1回目のお知らせになります。第2回目以降は時期が近づきましたら、広報にてお知らせします。

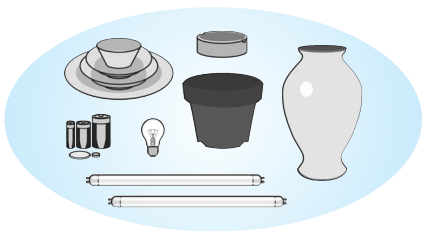
なお、有害ごみを出すときは以下の事項にご注意ください。

### 【収集するもの】

- ・ 蛍光灯(電球・LED除く)
  - ・ 体温計(水銀式)
  - ・ 陶磁器類(40cmを越えるものを除く)
  - ・ 乾電池(ボタン電池含む)
- それぞれに分別して出してください。
- ※収集場所は右記収集場所のみです。  
通常の集積場とは異なりますので、  
ご注意ください。

### 【収集時間】

- 指定日前日の15時～18時
- 指定日当日の7時～9時



### 有害ごみ収集日程

地 区	収集指定日(1回目)	収集場所
高 田	5月7日	町役場東駐車場
養 老	5月13日	町中央公民館
広 幡	5月14日	広幡公民館
上 多 度	5月20日	上多度公民館(上多度プラザ)
池 辺	5月21日	池辺公民館
笠 郷	5月27日	笠郷公民館(就業改善センター)
小 畑	5月11日	小畑公民館
多芸西部	5月18日	福祉センター
日 吉	5月25日	日吉公民館
多芸東部	6月1日	多芸公民館
室 原		室原自治会館

☎ 住民環境課 ☎ 32-1104

## 野外焼却(野焼き)はやめましょう！

野外焼却(いわゆる野焼き)に関する苦情が寄せられています。野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2」により、一部の例外を除いて禁止されています。

少量であっても、ドラム缶やブロック囲いなどによる焼却をしてはいけません。

違反をすると、5年以下の懲役、若しくは100万以下の罰金または、その両方が科せられる可能性があります。

例外となるもの：

- たき火、落ち葉の焼却(キャンプファイヤーなど、日常生活で行う軽微なもの)
- 焼畑、畔の草の焼却(農業・林業で必要な場合)
- ※ 家庭菜園などの雑草、残渣の焼却は禁止です。可燃ゴミの袋に入れて指定日に出すか、直接清掃センターへお持ち込み(要役場で手続き)ください。
- しめ縄、門松などを焚く(左義長、どんと焼き)、卒塔婆の供養焼却
- 国または地方公共団体が施設管理に必要な場合
- 震災、風水害、その他災害の予防・応急対策または復旧に必要な場合



上記のように、例外的に野焼きが認められる場合であっても、発生する煙、灰などが悪臭や大気汚染の原因となるため、他の人の迷惑にならないよう、ご配慮をお願いします。

町では、定期的に環境パトロールを行っています。パトロール中に野焼きを発見した場合は関係機関(消防署・警察署等)と連携し、対応させていただきます。

☎ 住民環境課 ☎ 32-1104